

函館市職員健康判定審査会設置要綱

(設置)

第1条 心身の故障により長期にわたり休務している職員の病状および回復の程度について調査審議するため、市に函館市職員健康判定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、任命権者の依頼に基づき、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 函館市職員試験就労実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条第2項の規定による試験就労の実施の可否に関すること。
- (2) 実施要綱第5条第2項の規定による試験就労を実施している職員の病状および回復の程度に関すること。
- (3) 実施要綱第6条第2項の規定による試験就労の延長の可否に関すること。
- (4) その他任命権者が必要と認める事項

2 審査会は、前項に規定する事項に関し任命権者に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審査会の委員は、総務部長、産業医2人（うち1人は、精神保健担当とする。）、総務部次長、人事課長、職員厚生課長および人事課主査（労務管理担当）とする。

2 審査会に委員長および副委員長を置き、委員長は総務部長の職にある委員を、副委員長は総務部次長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、審査会の会議の議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。この場合において、書面の提出により意見が確認できる者については、会議に出席したものとみなす。

4 審査会の会議の議事は、出席した委員全員の一致により決する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(審査の受託)

第6条 審査会は、市長以外の任命権者からの依頼に基づき、第2条第1項の規定による審査を行うことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務部職員厚生課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。